

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱

(名称)

第1条 鳥取県男女共同参画推進企業のうち、管理的地位に占める女性割合30%以上を目標に、女性活躍推進のための自主宣言・行動計画を策定し、人材育成や環境整備に取り組む企業を「鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業（以下「パワーアップ企業」という。）」と称する。

(目的)

第2条 急速な少子高齢化の進展など、社会情勢に対応していくために、自らの意思によって女性はその個性と能力を十分に発揮して働き、活躍することが一層重要になっている。豊かで活力ある社会の実現のため、企業において女性活躍を推進し、パワーアップ企業を輩出し波及させることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、申請者、企業及び管理的地位の定義は次のとおりとする。

- (1) 申請者とは、パワーアップ企業としての登録を受けようとするものをいう。
- (2) 企業とは、活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う企業（個人事業主を含む）、法人、又は団体の組織とする。
- (3) 管理的地位とは、名称の如何に関わらず、部下を管理監督する係長相当職以上の職（役員を含む。）をいう。

(登録要件)

第4条 知事は、次の要件をすべて満たす企業を、パワーアップ企業として登録することができる。

- (1) 鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること。
- (2) 管理的地位に占める女性割合30%以上を目標に、女性活躍推進に資する自主宣言・行動計画を策定し、人材育成や環境整備に取り組むこと。
- 2 前項に定める自主宣言・行動計画の内容については、別表のとおりとする。
- 3 行動計画については、計画期間を3年間とし、計画期間満了時に管理的地位に占める女性割合30%以上の目標を達成できなかった場合は、新たに行動計画を策定することができる。なお、行動計画の策定は2回までとする。

(申請)

第5条 申請者は、様式第1号により必要な書類を添付し、登録の申請を行うものとする。

(登録等)

第6条 知事は、申請者の取組が第4条の要件を満たし、また関係法令に適合している場合は登録する。

- 2 知事は、登録にあたりあらかじめ鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会の意見を聴く。
- 3 知事は、第1項の規定により登録したときは、必要事項を登録簿に登録の上、申請者に通知し、様式第2号による登録証を交付するとともに、県のホームページ等で公表するものとする。

(推進状況報告)

第7条 行動計画期間の満了したパワーアップ企業は、期間満了後速やかに様式第4号により必要な書類を添付し、推進状況を報告するものとする。また、知事は、随時、推進状況の確認に参考となる資料の提出を求めることができる。

- 2 第4条第3項の規定により新たに行動計画を策定する場合は、様式第5号により必要な書類を添付し、推進状況の報告及び取組継続の届出を行うものとする。
- 3 推進状況は、男女共同参画推進企業認定委員会において報告するものとし、前項の規定

による取組継続の届出についても、推進状況とあわせて報告を行うものとする。

- 4 推進状況報告において、管理的地位に占める女性割合30%以上の目標を達成した企業については、目標達成企業として公表する。

(登録の取消し)

第8条 知事は、企業が第4条に定める登録要件を欠くと認める場合、またこの登録を受けることが適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付して当該企業にその旨を通知するものとする。

- 3 登録の取消しを受けた場合は、当該企業は速やかに登録証を知事に返納するものとする。

(変更の届出)

第9条 企業は、申請内容に変更が生じた場合で、登録要件に影響を及ぼす可能性がある場合は、様式第3号により知事に変更届を提出するものとする。なお、第4条第3項の規定による新たな行動計画の策定は、変更の届出を要しない。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、男女協働未来創造本部県民運動課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は男女協働未来創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年6月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年3月29日から施行し、令和3年度実施事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表

項目	内容
自主宣言	管理的地位に占める女性の割合が30%以上となることを目指して、女性活躍に向けた取組方針が3項目以上表明されているものであること。なお、管理的地位に占める女性の割合は、役員（※）及び従業員を合わせた数により算出すること。 （※）常時勤務し、一般労働者と同じ給与規則などで、毎月給与の支払いを受けているものに限る。
行動計画	1 行動計画の計画期間は3年間とすること。 2 自主宣言を具現化するための具体的な取組が明記されており、その内容が次のいずれかに該当するものであること。なお、申請日において管理的地位に占める女性の割合が30%未満である企業においては、「（1）女性の管理的地位への積極的登用」の取組を必ず明記すること。 （1）女性の管理的地位への積極的登用 （2）女性の積極的採用 （3）女性の配置・育成・教育訓練 （4）継続就業 （5）長時間労働是正などの働き方の改革 （6）雇用形態や職種の転換 （7）女性の再雇用や中途採用 （8）性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革 （9）その他女性の活躍に資する内容 3 計画期間の満了時における管理的地位に占める女性割合の目標値を記載すること。

(様式第 1 号)

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録申請書

年 月 日

鳥取県知事

様

申請者

名 称

所 在 地

代表者職・氏名

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 添付書類

- (1) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業宣言（様式第 1 号 別記 1）
- (2) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業宣言にかかる行動計画（様式第 1 号 別記 2）

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録証

企業の名称

所在地

上記企業は、鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業として登録します。

登録番号

第

号

登 録 日

年

月

日

鳥取県知事

印

自主宣言

企業の名称

上記企業は、鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業として登録します。

登録番号 第 号

登 録 日 年 月 日

鳥取県知事 印

自主宣言



(様式第3号)

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録変更届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者

名 称

所 在 地

代表者職・氏名

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱第9条の規定により、次のとおり内容の変更を届け出ます。

記

1 登録番号

2 登 録 日

3 変更内容

変 更 前	変 更 後

(様式第4号)

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業推進状況報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

報告者

名 称

所 在 地

代表者職・氏名

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 添付書類

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業推進状況報告書（様式第4号 別記）

(様式第5号)

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業推進状況報告書兼取組継続届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

報告者

名 称

所 在 地

代表者職・氏名

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり報告するとともに取組の継続について届出します。

記

1 添付書類

- (1) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業推進状況報告書（様式第5号 別記1）
- (2) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業宣言にかかる行動計画（様式第5号 別記2）